（記載例１＝枠大）

愛媛県特定最低賃金改正のお知らせ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 時間額 | 改正発効年月日 |
| 1. パルプ、紙製造業最低賃金 | **１，０５０**円 | Ｒ０６.１２．２５ |
| 1. はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 | **１，０４９**円 | Ｒ０６.１２．２５ |
| ③　電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 | **１，０３８**円 | Ｒ０６.１２．２５ |
| 1. 船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金 | **１，０７０**円 | Ｒ０６.１２．２５ |

（注） 上記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は、愛媛県最低賃金が適用されます。詳しくは下記へ

◆愛媛労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/

◆お問合せ先

愛媛労働局 賃金室 (電話 089-935-5205)

又は、最寄りの労働基準監督署

松山労働基準監督署(電話089-917-5250) 新居浜労働基準監督署(電話0897-37-0151)

今治労働基準監督署(電話0898-32-4560) 八幡浜労働基準監督署(電話0894-22-1750)

宇和島労働基準監督署(電話0895-22-4655)

愛媛県最低賃金

時間額 **956円**

改正発効年月日 Ｒ06.10.13

記載例２以下の最寄りの労働基準監督署の電話番号については、記載例１をご参照ください。

（記載例２＝枠中）

愛媛県特定最低賃金改正のお知らせ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 時間額 | 改正発効年月日 |
| 1. パルプ、紙製造業最低賃金 | **１，０５０**円 | Ｒ０６.１２．２５ |
| 1. はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 | **１，０４９**円 | Ｒ０６.１２．２５ |
| ③　電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 | **１，０３８**円 | Ｒ０６.１２．２５ |
| 1. 船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金 | **１，０７０**円 | Ｒ０６.１２．２５ |

（注） 上記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は、愛媛県最低賃金が適用されます。詳しくは下記へ

◆愛媛労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/

◆お問合せ先

愛媛労働局 賃金室 (電話 089-935-5205)

又は、最寄りの労働基準監督署

愛媛県最低賃金

時間額 **956円**

改正発効年月日 Ｒ06.10.13

（記載例１＝枠大）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙２

（記載例３＝本文１行15字の場合）　　　　（記載例４＝本文１行23字の場合）

|  |
| --- |
| 特定最低賃金改正のお知らせ  ●愛媛労働局では、特定最低賃金を改正し、令和６年１２月２５日から施行することとしました。施行後の最低賃金額は次のとおりです。  ①パルプ、紙製造業最低賃金（１時間１，０５０円）②はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（１時間１，０４９円）③電子部品･デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（１時間１，０３８円）④船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（１時間１，０７０円）  ※上記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は、愛媛県最低賃金（１時間９５６円）が適用されます。  ◆お問合せ先  愛媛労働局 賃金室  ℡０８９（９３５）５２０５  又は、最寄りの労働基準監督署 |

|  |
| --- |
| 特定最低賃金改正のお知らせ  ●愛媛労働局では、特定最低賃金を改正し、令和６年１２月２５日から施行することとしました。施行後の最低賃金額は次のとおりです。  ①パルプ、紙製造業最低賃金（１時間１，０５０円）②はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（１時間１，０４９円）③電子部品･デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（１時間１，０３８円）④船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（１時間１，０７０円）  ※上記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は、愛媛県最低賃金（１時間９５６円）が適用されます。  ◆お問合せ先  愛媛労働局 賃金室  ℡０８９（９３５）５２０５  又は、最寄りの労働基準監督署 |

（記載例５＝本文１行13字の場合）

|  |
| --- |
| 特定最低賃金改正のお知らせ  ●愛媛労働局では、特定最低賃金を改正し、令和六年十二月二十五日から施行することとしました。施行後の最低賃金額は次のとおりです。  ①パルプ、紙製造業最低賃金（１時間１，０５０円）②はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（１時間１，０４９円）③電子部品･デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（１時間１，０３８円）④船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（１時間１，０７０円）  ●右記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は、愛媛県最低賃金（１時間９５６円）が適用されます。  ◆お問合せ先  愛媛労働局 賃金室  ℡０８９（９３５）５２０５  又は、最寄りの労働基準監督署 |

（記載例６＝本文１行14字の場合）

|  |
| --- |
| 特定最低賃金改正のお知らせ  ●愛媛労働局では、特定最低賃金を改正し、令和六年十二月二十五日から施行することとしました。施行後の最低賃金額は次のとおりです。  ①パルプ、紙製造業最低賃金（１時間１，０５０円）②はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（１時間１，０４９円）③電子部品･デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（１時間１，０３８円）④船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（１時間１，０７０円）  ●右記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は、愛媛県最低賃金（１時間９５６円）が適用されます。  ◆お問合せ先  愛媛労働局 賃金室  ℡０８９（９３５）５２０５  又は、最寄りの労働基準監督署 |

（記載例７＝本文１行15字の場合）

|  |
| --- |
| 特定最低賃金改正のお知らせ  ●愛媛労働局では、特定最低賃金を改正し、令和六年十二月二十五日から施行することとしました。施行後の最低賃金額は次のとおりです。  ①パルプ、紙製造業最低賃金（１時間１，０５０円）②はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（１時間１，０４９円）③電子部品･デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（１時間１，０３８円）④船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（１時間１，０７０円）  ●右記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は、愛媛県最低賃金（１時間９５６円）が適用されます。  ◆お問合せ先  愛媛労働局 賃金室  ℡０８９（９３５）５２０５  又は、最寄りの労働基準監督署 |

（記載例８＝本文１行16字の場合）

|  |
| --- |
| 特定最低賃金改正のお知らせ  ●愛媛労働局では、特定最低賃金を改正し、令和六年十二月二十五日から施行することとしました。施行後の最低賃金額は次のとおりです。  ①パルプ、紙製造業最低賃金（１時間１，０５０円）②はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（１時間１，０４９円）③電子部品･デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（１時間１，０３８円）④船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（１時間１，０７０円）  ●右記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は、愛媛県最低賃金（１時間９５６円）が適用されます。  ◆お問合せ先  愛媛労働局 賃金室  ℡０８９（９３５）５２０５  又は、最寄りの労働基準監督署 |